

つちはし事務所通信

11

November
2016



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2016年11月1日

トピックス

平成 28 年分の年末調整に向けて



今年もあと数か月、年末調整のことを考える時期ですね。
毎年、税制改正などに伴い、留意しておくべき事項がありますが、以下で、平成 28 年分の年末調整における留意事項等を紹介いたします。

平成 28 年分の年末調整における留意事項等

1 通勤手当の非課税限度額

平成 28 年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が、10 万円から 15 万円に引き上げられましたが、この改正が平成 28 年4月から実施されたことから、**年末調整で精算が必要となる場合があります。**

つまり、平成 28 年4月の改正実施前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますので、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額があれば、本年の年末調整の際に精算する必要があります。



既に支払われた通勤手当が、改正前の非課税限度額（10 万円）以下の人には必要のない手続です。対象者は少ないかもしれませんが、留意しておきましょう。

2 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成 28 年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、**非居住者***である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する必要があります。

*「非居住者」とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。



この手続についても、対象者は少ないかもしれませんが、留意しておきましょう。

3 年末調整関係書類に係る個人番号（マイナンバー）の記載を不要とする見直し

給与の支払者に対して提出する年末調整関係書類のうち、次に掲げる申告書については、平成 28 年4月1日以後に提出するものから**個人番号の記載が不要**とされています。

- ① 給与所得者の保険料控除申告書
- ② 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ③ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書



注) 給与の支払者が上記①～③の申告書を受理した際に、給与の支払者が個人である場合には、これらの申告書に自らの個人番号を付記する必要はありません（給与の支払者が法人である場合には、法人番号を付記する必要があります）。

平成 28 年分以降の住宅借入金等特別控除申告書への個人番号の記載は不要となりましたが、平成 26 年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄を設けた住宅借入金等特別控除申告書が送付されています。平成 26 年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄に斜線を引くなどして個人番号を記載しないよう周知がされていますが、各人から提出された住宅借入金等特別控除申告書に誤って個人番号が記載されていた場合は、個人番号をマスキングするなどの対応をする必要があります。

11月29日(火曜)、徳島市ふれあい健康館で介護フェスタ in 徳島を開催します

「徳島の介護を真剣に考えよう」を合言葉に、昨年創刊されたフリーペーパー「介護ナビとくしま」。県下の介護事業所や介護事業所を支援する企業、介護事業所の求人情報などを満載した冊子で、県下の居宅介護支援事業所をはじめ、主要なショッピングセンターや平惣書店、阿波銀行のロビーなどで手にすることができます。

その「介護ナビとくしま」が主催し、15の介護事業所の支援企業が実行委員会となって「介護フェスタ in 徳島」というイベントが、11月29日火曜日、徳島市のふれあい健康館で開催されます。イベントは、内容充実の**無料セミナー4本**と、**30社以上のトップ企業が協賛して最新の福祉用具や福祉車両、施設機器などを展示する展示ブース**からなる、盛り沢山の介護のお祭り。介護事業所だけでなく、これからの先進的な設備や経営、人事労務などに関心のある経営者や人事担当者には必見のイベントです。



介護フェスタ in 徳島

- 日時 11月29日(火) 10:00~17:00
 - 会場 ふれあい健康館 徳島県徳島市沖浜東 2-16
 - 主催 介護ナビとくしま ☎088-612-7551
- ⇒無料セミナーは事前の申込が必要です。

入
場
無
料

無料セミナー	
第1部 10:30~11:30 講師 あいあいニッセイ同和損害保険株式会社 佐々木康博 氏 『介護事業所をトラブルから守るリスクマネジメント』	第2部 13:30~14:30 講師 医療経営コンサルタント 藤井 幹雄氏 『これからの介護事業所生き残りのための介護経営戦略』
第3部 14:45~15:45 講師 介護ナビとくしま 代表 社会保険労務士 土橋 秀美 『介護事業所の求人・採用のコツと労務管理の助どころ』	第4部 16:00~16:45 講師 介護ナビ事業部 代表 飯田 憲幸氏 『革新的！わずか15分でできる！見える化、習慣化される接遇マナー研修』



都会の展示会に行かないと見られなかった最新の介護機器や介護車両、IT を使った見守りなどの実物に触れるチャンスです。ためになる無料セミナーも充実。介護フェスタに、ぜひお越しください



あとがき◆つちはし事務所より

- ☆ 昨年の7月に、当事務所が徳島の主幹となって創刊した「介護ナビとくしま」も、お蔭様で2年目を迎えることができました。これも、たくさんの介護事業者様や介護事業を応援する連携企業様のお蔭です。ありがとうございます。この感謝の気持ちを込めて企画したイベントが、第1回「**介護フェスタ in 徳島**」です。介護業界の最近の福祉機器や、福祉車両、介護ベッド、IT を駆使した介護機器など、盛り沢山の展示ブースに、4本の無料セミナーは見ごたえ聞き応え十分です。医療、介護の事業所様はもちろん、労務や接遇マナー研修に興味のある方は是非お越しください。
- ☆ 早いもので、今年も年末調整の準備をする季節となりました。今年の年末調整は、マイナンバーが本格的に動き出す契機になりそうですが、早くもマイナンバーの記載が不要とされる書類が出ていますのでご注意ください。鳴り物入りでスタートしたマイナンバーも、これまでは割合影の薄い存在でしたが、ここから本格利用が進んでいくのでしょうか？ 社会保険(厚生年金、健康保険)の手続きにも、いよいよ来年からマイナンバーの記入が始まるようです。社内のマイナンバーの管理体制、取扱いに関する従業員教育など、改めてチェックしておきましょう。